農林水産省	一九、一六四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	六〇、〇七二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、四一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、二五五人	うち、二一、二三〇人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇五、四五五人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇四八人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九五七人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、一二八人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、三八九人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二三七人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六七人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六六〇人	
消費者庁	四七八人	
こども家庭庁	五一〇人	

第一条第三項中「三十六人」を「三十七人」に改める。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和七年九月三十日までの間	一五、九一五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和七年九月三十日までの間	四、八七〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和七年九月三十日までの間	五五、五九五人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
	令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五五、四八七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和七年九月三十日までの間	七三、一一三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和七年九月三十日までの間	八、〇九〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和七年九月三十日までの間	六〇、〇七七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

3　第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
国家公安委員会	令和七年九月三十日までの間	八、一四七人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、四〇八人は、警察官の定員とする。

附則に次の一項を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五十号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂